

<祈りのために>

恋しい人の声が聞こえます。山を越え、丘を跳んでやってきます。 (雅歌2章8節)

いま雅歌のこのあたりの言葉を読んで、自分の若い頃が思い出されて胸が切なくなつたという方がおられるかもしれません。

雅歌についてはいろいろな解釈がありますが、私は次のように考えてストーリーを組み立てました。ここにはソロモン王、シュラムの乙女、羊飼いの若者という3人の主要人物がいます。乙女は若者と相思相愛の仲でしたが、そこにソロモン王が現れて彼女を見染め、富と権勢をかさに結婚しようとし、しかし彼女は若者に対する純潔を全うし、真実の愛を貫いていくというものです。

乙女は歌います、「わたしはシャロンのばら、野のゆり」(2:1)。ガリラヤ湖の西、カルメル山の南の平野がシャロンです。シャロンのばらと野のゆりは、ここではありふれたものでしかありません。つまり「私はどこにでも咲いているありふれた花なのよ」ということです。これに対し、若者はいったんは同意します。たしかにあなたはゆりの花、でも「おとめたちの中にいるわたしの恋人は、茨の中に咲きでたゆりの花」。ほかの娘たちを全部合わせてもあなたの美しさにかなうものはないのだ、ということ。

すると乙女の方でも若者に言葉を返します。「若者たちの中にいるわたしの恋しい人は、森の中に立つりんごの木」(2:3)。森にいろいろな木が生えていますが、あなたはその中でも一番素晴らしい、花も実もあるりんごの木なのです。皆さんの中で、おつれあいとこのように言い交した方がおられるのではないのでしょうか。

「わたしはその木陰を慕って座り、甘い実を口にふくみました。その人は、…わたしの上に愛の旗を掲げてくれました」(2:4)。愛の旗の反対がソロモン王が掲げている権力や財宝がらみの旗です。羊飼いの若者は、娘にぜいたくな生活を約束することは出来ません。しかし愛があるので！

いま乙女と若者がいる場所は互いに遠く離れていて、なかなか会うことが出来ません。しかし、会いたくば千里も一里です。「恋しい人の声が聞こえます。山を越え、丘を跳んでやってきます」。エルサレムは標高790mの台地であって、若者はここまで駆けつけてきたようです。まるで、もしかか若い雄鹿のように。乙女はその音に気づいて、喜びに胸をふるわせませす。

若者は格子窓から中をのぞき、乙女に、立って出ておいでとさかんに呼びかけますが、彼女はすぐには出て来ません。「わたしの鳩よ」(2:14)、乙女は若者の誘いがあつてもすぐに応じないで、野生の鳩のように恥ずかしがって隠れています。声を聞かせておくれと言われて、彼女が最初に発した言葉が、ぶどう畑を荒らす小狐たちをつかまえてくださいということでした。これはおそらく、彼女に言い寄ってくるほかの男性でしょう。「しっかり見張っていて。私をほかの男性に取られないように」と。本当にそんな男性がいるのかどうか、ふざけてからかっているのかもしれませんが。

乙女にとって、ほかに言い寄ってくる男性がいたとしても、それは小狐にすぎません。「恋しいあの人はわたしのもの、わたしはあの人のもの」(2:16)だからです。この言葉はその後、古今東西の愛の歴史の中で繰り返されてきたことと思います。自分のために他者を愛するのは、本当に愛することではありません。愛の押しつけは愛の本質を違えています。あの人は私のもの、私はあの人のものというのは、互いが互いの存在そのものを所有しあうということで、これこそ愛の本質を現わす言葉として、聖書に掲げられているのです。…こうして二人が愛を確認したところで、若者は帰って行きます。

神様が男女の、いや男女とは限らないかもしれませんが、人と人との愛を祝福して下さることを喜び祝いましょ。そして、そのことが、この関係を無惨にも破壊しようとする、戦争を初めとするあらゆる忌まわしきものに立ち向かう力となりますように、と切に願います。

(祈り) 神様、人はひとりでは生きていくことが出来ません。結婚している人も、独りの人も、神様の確かなお導きの下で、他の人々との喜びと慰めに満ちた交わりが与えられますように。

新シリーズ開始『その時に備えて 憲法問題 Q&A』を読む (13)

川越 弘 (沖縄伝道所牧師)

Q13 信教の自由についての理解は、どのように変わりますか？

A13 信教の自由の条項、は私たちキリスト 信者にとっては、かなり挑戦的な内容に変化しています。第二十条を比較してみましょう。

「現行憲法」第二十条

- 1 信仰の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は宗教上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

「改正草案」第二十条 (宗教の自由)

- 1 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。
- 2 何人も 宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及び地方公共団体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りではない。

この改正草案で注目すべきは、第3項の後段でしょう。自民党の「日本国憲法改正草案 Q&A」では、最高裁判例を後ろ盾に「社会的儀礼又は終息的行為の範囲を超えないもの」は、「国や地方自治体による宗教的活動の禁止の対象から外しました」とあります。これだけでも驚きますが、さらに「これにより、地鎮祭にあたって公費から玉串料を支出するなどの問題が現実的に解決される」というのです。改めて、立憲主義や信教の自由・政教分離原則を理解していない人が、この草案を作っていると思われまふ。この第3項後段によって、信教の自由と政教分離原則は、有名無実化されることになります。

「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲」の線引きは、為政者によってどのようにでも決められます。地鎮祭のような地方のものから、首相の靖国神社参拝、天皇の代替わりの皇室祭祀を国の行事とすることなど、広範囲のものが「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲」に入れられることになるでしょう。これは、実質的に戦前・戦時下の「神社非宗教論」と同じです。

戦時下、キリスト教会の多くは、神社は宗教ではないというこの理屈を受け入れることによって、権力から身を守り、自ら偶像礼拝に堕ちたばかりでなく、アジアのキリスト者にも勧めたのでした。こうした過ちを繰り返さないことを、多くの日本の教会は決意しました。その内実を問うのが、この第三項後段であり、教会に対する挑戦とも言えるでしょう。

先に、信教の自由は 市民革命によって勝ち取られてきたものだが、日本社会や日本の教会は、これを自ら勝ち取った経験がないと記しました。立憲主義や信教の自由や政教分離原則が何であるかが理解されていないのは、為政者だけの問題ではありません。私たちキリスト者も、こうした事態の中で、自らのあり方を吟味する必要があるのです。

解説

「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えない」という文言は、津地鎮祭最高裁判決を踏襲したものです。それ以後の司法の政教分離問題はこの解釈から決議しており、戦前回帰の改正案です。

戦前・戦時下の「神社非宗教論」は、大日本帝国憲法 二八条「日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す」にあり、天皇崇拝を妨げない限りの信教の自由であったのです。

1938年6月、日本政府は日本基督教会大会議長富田満を派遣して「神社参拝は宗教ではなく、日本人の習俗である」と語らせ、富田自身も真面に信じて主張し、その年の9月、朝鮮イエス教長老会第27回総会において、神社参拝決議を強制しました。朝鮮教会の長老派の朱基徹牧師は「神社参拝は十戒に反する偶像崇拝だ」と答えたために、刑務所で殉教死したのです。これは痛ましい日本の教会の恥辱です。日本の教会の罪責問題の一つはここにあるのです。

コンスタンティヌスの呪縛

～ロシア正教会はなぜプーチンの侵略戦争を支持するのか～

芳賀繁浩（福島伝道所牧師、日本アルベルゲ協会¹代表理事）

ロシアのウクライナ侵略と同時に、ある意味ではそれ以上に私たちを驚かせまた失望させたのは、ロシア正教会がこの戦争を「祝福」したことです。それは、現在の総主教キリル師と旧 KGB（ソ連国家保安委員会）との関わりとか、ウクライナ正教会のロシア正教会からの独立といった最近の事情を越えて、より深く歴史に根ざしていると言うべきでしょう。

正教会とは「オーソドックス・チャーチ」「正統教会」の意味ですが、その「正統」が政治的権威によって担保されてきたことが問題です。最初の公会議である「ニカイア会議」（325 年）は、キリスト教を公認したローマ皇帝コンスタンティヌスによって招集され、異端とされたアリウス派は教会法上教会の職務や交わりから退けられただけではなく、市民法上の追放刑によって社会からも退けられました。

キリスト教が国教となったローマ帝国では「異端」は犯罪として処罰されることになったのです。これは中世を通して変わることなく、宗教改革においても、多くの「再洗礼派」の人々が「刑死」しました。教会共同体と社会共同体とは一致すべきであるという考え方、一つの社会には一つの信仰しか認められないとする立場は、30 年戦争という「宗教戦争」の惨禍をくぐり、フランス革命やアメリカ独立戦争といった「市民革命」を経て、「信仰の自由」「政教分離」という理念によって克服されていくことになります。

これに対して、「正教会」は異なった道を歩みました。ローマ皇帝による保護と同時に統制に服することを余儀なくされた正教会は、司教を任命する権威を持つのは教皇か皇帝かを巡って争われた叙任権論争のような政治的権威との緊張関係を経験することなく、一貫して「コンスタンティヌスのくびき」のもとに置かれることになります。

ロシア正教会は、988 年にキエフ大公ウラジーミル 1 世が正教会の洗礼を受けた時から始まるとされ

ますが、こうした国家と教会の結びつきは、紆余曲折を経ながらも歴史を通して一貫していきます。

最も大きな断絶であるロシア革命とソ連時代の「戦闘的無神論」政策によっても、ロシア正教の姿勢は原理的には変わらなかったというべきでしょう。この時代は教会を庇護すべき政治的権威がその役割を果たさない非常事態として捉えられ、教会は政治的権威から自立し自律すべきであるという「政教分離」の考え方が主流となることはなかったからです。

1991 年末のロシアの成立は、無神論国家ソ連からの解放として捉えられ、教会財産の返還と補償に積極的であったロシア政府は正教会の庇護者と見なされることとなります。そして、旧ソ連時代の「開放政策」の一貫として制定された、幅広い「信教の自由」を認める「宗教法」に対しては、正教以外の宗教（例えばオウム真理教の拡大のニュースは耳目に新しいところ）の流入を許容するものとして、「非ロシア的、非伝統的な」宗教や宗派を排除する新たな宗教法の制定を強く求めることになるのです。そして、1997 年の新「宗教法」によって「ロシアの歴史、その精神および文化の形成と発展における正教の特別な役割」が認められ、正教会は「事実上の国教会」の地位を改めて確固たるものにしました。

こうした、教会と国家との原理的また実際的な一体化が、国際社会から見れば明白な侵略であり国際法違反であるウクライナ戦争を教会が「祝福」するという状況を生み出したといえるでしょう。

けれども、それは、かつて日本の教会が、国家の主張する「大東亜戦争」を「聖戦」と呼んで正当化し讃美したこととどれほどの違いがあるのでしょうか。私たちはウクライナ侵略をめぐるロシア正教会の姿を嘆き批判するだけではなく、そこにかつての自分たちの姿を見て改めて深く悔い改めると共に、道を誤った教会のための取りなしの祈りが求められているはずで

¹ <https://www.albergue.or.jp/>を参照してください。アルベルゲとは、スペイン語で巡礼宿を意味します。

＜ヤスクニ問題関連ニュース＞

○ 靖国神社に霊璽簿開示求める

遺族 亡父の経歴誤記訂正へ民事調停

靖国神社（東京都千代田区）に合祀されている戦没者の名簿「霊璽簿」について、父親などの氏名や戦没日などが誤記されたまま放置されているのは祭祀の根幹を揺るがすとして、同神社崇敬者の本間尚代氏（86）が調査訂正を求めて父親の霊璽簿の開示を請求した民事調停が東京簡易裁判所で10日に調停期日を迎える。本間氏は「誤りが分かっているが放置されている多くの英霊の方々を正しくお祀りしてほしい」と語った。同神社は「回答を差し控える」とコメントした。開示した前例はなく、調停不成立なら民事訴訟に至る可能性がある。（中外日報 2023.4.06）

○ 「霊璽簿は開示不可能」 遺族が誤記訂正求める 靖国神社が回答書 東京簡易で民事調停

東京都世田谷区に住む靖国神社崇敬者の本間尚代氏（86）が、同神社に対し、合祀されている父親の「霊璽簿」の開示を請求した民事調停の初回期日が10日、東京簡易裁判所であった。神社側は回答書で、本間氏への対応の遅れは不手際であり「重ねてお詫びするほかない」としつつも、開示は教義上不可能で「話し合いをする余地も全くない」との認識を示した。（中外日報 2023.4.28）

○4・28「屈辱の日」 捨て石、分断繰り返すな

71年前の1952年4月28日、サンフランシスコ講和条約が発効した。沖縄戦で「捨て石」にされた沖縄はこの日、日本の独立と引き換えに「分断」された。「捨て石」「分断」の歴史が繰り返されてはならない。

沖縄戦は本土決戦を遅らせるための「捨て石」として戦われ、一般住民と現地召集などを含めた12万2千人余の県民の命を失った。避難していた壕から日本兵に追い出されたり、スパイの嫌疑で殺害されたりした県民もいた。この悲劇から「軍隊は住民を守らない」という教訓を得た。

戦後、米軍は県民の土地を奪い基地を建設した。米軍の圧政にあえぐ沖縄を日本は切り離す。昭和天皇が、米軍による沖縄の長期占領を望むという「天

皇メッセージ」や、それを具体化した吉田茂首相の提案が影響し、講和条約3条で施政権は分断された。

1972年に日本に復帰したものの、「本土並み」の基地負担軽減を切願した県民の思いはないがしろにされ、大多数の米軍基地は残った。「捨て石」として日本防衛の盾にされ、日本独立のために切り離された挙げ句、今も全国の米軍専用施設（面積）の7割が沖縄に集中する。

知事選挙や県民投票などで繰り返し「反対」の民意が示された辺野古新基地の建設を強行するなど、今日に至るまで沖縄は基地を押し付けられている。今に続く苦難の歴史を忘れてはならないという意思に基づき、県民は4月28日を「屈辱の日」として記憶しているのである。

ところが日本政府は沖縄の歴史に背を向けた。10年前の2013年4月28日、「主権回復の日」として式典を開いたのである。県内では強い反発が起き、式典と同時刻に抗議の大会が開かれ、「屈辱」と県民が呼ぶ日を祝賀する政府を厳しく批判した。

10年前の式典について琉球新報社が今回、県議会議員48人と県選出国會議員10人にアンケートを実施したところ「式典を開催してよかった」と答えた議員は1人だけで、「どちらでもない」が29人、「開催しない方がよかった」は28人であった。沖縄の苦難の歩みを直視しない政府への違和感や反発が反映された結果といえる。

式典から今日までの10年で沖縄の置かれた環境は厳しさを増している。現在、日米両政府は東アジア地域の安全保障環境の悪化を理由に米軍、自衛隊の基地機能の強化を沖縄で進めている。この軍備強化は、県民が求める基地負担軽減に逆行する。再び沖縄を盾にするつもりなのか。県民は強い危機感を抱いている。

周辺国を軍事的に刺激すれば必然的に緊張が高まる。平和のため、同盟国だけでなく周辺国とも良好な関係を構築する外交努力により力を入れるべきだ。悲惨な歴史と屈辱は再びあってはならない。県民は日常生活の安寧と恒久平和を求めている。

（琉球新報社説 2023.04.28）

＜編集後記＞ 「首相と厚労大臣によって繰り返される靖国神社例大祭における真榊奉納に強く抗議します」「G7広島サミット2023要望書」を同封しますので、ご一読下さい。K.K.

820号ヤスクニ通信 2023年5月14日

発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
発行人・編集・発行 小塩海平（東京告白教会）